

東海市条例第17号

東海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年東海市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第7条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第20条第1項中「第6条の2」の次に「、第7条の2」を加え、「並びに第14条から第16条まで」を「、第15条並びに第16条」に改め、同条第2項中「、第17条及び第19条」を「及び第17条」に改め、「、第19条ただし書中「期末手当及び勤勉手当をそれぞれ」とあるのは「期末手当を」と」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。